

|      |             |
|------|-------------|
| 制定年月 | 平成 7 年 1 月  |
| 変更年月 | 平成 13 年 3 月 |
|      | 平成 18 年 8 月 |
|      | 平成 22 年 6 月 |
|      | 平成 26 年 9 月 |
|      | 平成 27 年 9 月 |
|      | 令和 3 年 2 月  |
|      | 令和 5 年 9 月  |
|      | 令和 7 年 月    |

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基 本 的 な 構 想  
(案)

令和 7 年 月  
西 郷 村

# 目 次

|         |                                                                                   |               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 第 1     | 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・                                                | 1             |
| 第 2     | 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・                 | 3             |
|         | <del>（農業経営の指標）</del>                                                              |               |
| 第 2 の 2 | 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・  | 3             |
|         | （農業経営の指標）                                                                         |               |
| 第 3     | 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・・                                    | 7             |
|         | 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方                                                               |               |
|         | 2 村が主体的に行う取組                                                                      |               |
|         | 3 関係機関との連携・役割分担の考え方                                                               |               |
|         | 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供                                         |               |
| 第 4     | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・               | 9             |
| 第 5     | 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・                                                        | 10            |
|         | 1 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項 |               |
|         | 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項                      |               |
|         | 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等                             |               |
|         | <del>4 利用権設定等促進事業に関する事項</del>                                                     |               |
|         | <del>5-4</del> 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項                              |               |
|         | <del>6-5</del> 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項                                      |               |
|         | <del>7-6</del> その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項                                         |               |
| 第 6     | その他・・・・・・・・                                                                       | 19            |
| 別紙 1    | <del>（第 5 の 4 （ 1 ） ⑥関係）</del> ・・・・・・・・                                           | <del>20</del> |
| 別紙 2    | <del>（第 5 の 4 （ 2 ） 関係）</del> ・・・・・・・・                                            | <del>21</del> |

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 西郷村は、福島県中通りの最南端に位置し、東は白河市、西は南会津郡下郷町、南は栃木県那須町、北は岩瀬郡天栄村に接している最長東西22km、最長南北13.5kmの総面積192.32km<sup>2</sup>の農山村地域で、平野部から那須火山帯に属する山岳部に至る標高400～700m（農用地基盤）の地勢的特性を持ち、白河市西部に連担する都市的地域とそれ以外の農山村地域という二つの地域の特徴が並存している。

本村の基幹的産業である農業は、上記の立地条件を活かした稲作、畜産等を主体とした複合経営を展開してきたが、近年、一部の農家において高原野菜、施設園芸作物、ホールクroppサイレーヅ用稲・飼料用米などの新規需要米、小麦、大豆、そば、飼料用とうもろこしなどの土地利用型作物を取り入れて、農業経営の改善を図っている事例もある。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により農地が放射性物質に汚染され、農作物の出荷制限、それに伴う生乳の廃棄、玄米の市場隔離及び廃棄、さらには風評被害による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼしたことから、本村の農業構造は極めて深刻な状態となっている。

その後、被災した農地、農業用施設等の復旧を進めるとともに、農地の除染、カリウム資材の施肥等放射性物質吸収抑制対策の実施、さらには、米の全袋検査の実施、検査機器を導入しての農産物の検査等の実施による安全性の確認や風評払しょくのための県内外での農産物PR活動により、徐々にではあるが震災前の生産規模まで回復してきている。

また、新型コロナウイルス感染症を始め国際情勢の動向などから、食糧の安定供給を図る上で、自給率の向上は喫緊の課題となっており、このような情勢のなかで、農業を本村の基幹産業として今後とも振興していくためには、育成すべき経営体と農業経営の目標を明確化し、育成すべき経営体を核とした生産体制の確立と生産性の高い産地づくりを推進するとともに、優良農地の保全・生産基盤の整備・農地の流動化を促進し、農地を有効活用することにより収益性の高い農業経営の確立に努め、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとする必要がある。また、本村農業・農村の健全な発展を図るための、集落環境、生活環境の整備を進めていかなければならない。

- 2 本村の農業構造については、昭和57年からの企業誘致、工業団地等の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、一方、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農家においては農地の資産的保有の傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は顕著な進展をみないまま推移している。

一方、都市化が顕著である南部地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び担い手の不足により遊休農地が増加しており、周辺農地への影響拡大が懸念されている。このため、他産業並みの労働時間、収入を確保するための施策の実施と、農地集積の推進による魅力ある農業経営の確立を図る必要がある。

- 3 本村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように、本村農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域の話合いに基づき策定した地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の策定及び実現に向けて、計画の見直しを推進するとともに、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

具体的な経営の指標は、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例等を踏まえ、農業の発展を目指して農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり~~400~~460万円以上、1個別経営体当たり~~520~~590万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり~~1,900~~1,800時間程度）の水準の実現に努力し、また、これらの経営体の本村農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指す。

4 本村は、将来の本村農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の施策、措置を総合的に実施する。

まず、村は、福島県県南農林事務所、夢みなみ農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、福島県酪農業協同組合（以下「県酪協」という。）、一般財団法人西郷村農業公社（以下「農業公社」という。）等との相互の連携の下に、営農指導を行うため、西郷村農業再生協議会（以下「協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来の展望と、それを担う経営体を明確にするため、十分な話し合いを行う。

さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して協議会が主体となって営農診断、指導及び改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来の方向について選択判断を行うこと等により、個々の農業経営改善計画の自主的な作成や農業者相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、西郷村農業委員会（以下「農業委員会」という。）を中心に農地の出し手、受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、利用権設定等を進める。

また、これらの農地流動化に関しては、全村的に展開して、担い手に農用地が集团的・連担的に利用集積されるよう努める。

土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう、団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導していく。特に、担い手の不足が見込まれる地域においては、集落営農の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

さらに、このような経営規模拡大と併せて、農作業受委託の組織化を図り、農地貸借等と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めるとともに集約的な経営を助長するため、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。このような生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織に育成するとともに、その経営の効率化を図り、経営体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、地域のコミュニティの維持を通して地域全体としての発展に結びつくように、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他兼業農家等についても、法に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編について、理解と協力を求めていく。特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心として位置付け、農業委員会の支援による認定農業者・認定新規就農者への農用地利用集積は勿論のこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本村が主体となって、関係機関等に協力を求めつつ、制度の積極的活用を図る。

さらには、地域の面的な広がりを対象とした諸事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、事業の実施が認定農業者の経営発展に資するよう事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。



- 5 協議会は、認定農業者、認定新規就農者、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修等を行う。特に大規模な農業経営を目指す農家等においては、適切な資金計画策定を図るとともに日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資担当者等による資金計画に係る研修、指導を行う。

また、稲作単一経営から複合経営への脱却を図る農家等については、新規の集約的作目導入を図るため、村、福島県県南農林事務所、農業協同組合、農業公社等の連携の下、マーケティングの面から検討を行い、産地化をねらいとした振興作物を選定した上で栽培等に関する指導を行い、水稻等と組み合わせた複合経営としての発展に結び付けるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間が終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標

第1で示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、村における主要な営農類型については、以下の農業経営の指標のとおりである。

効率的かつ安定的な経営を確立するため、土地利用型作物については、団地化等による集団的土地利用を図るとともに連作障害を回避するため輪作体系や田畑転換を進める。また、作業受委託により合理的な土地利用の確保を図るとともに、労力配分や作期を考慮した各作物・品種の選択、作付体系の確立及び農地整備事業の活用によるほ場の大区画化やスマート農業等の先進技術の導入を推進し、経営規模の拡大により生産性の向上と生産コストの低減を図る。

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

### 1 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

#### (1) 新規就農の現状

本村の新規就農者は、~~平成27年度7名、平成28年度3名、平成29年度2名、平成30年度7名、令和元年度10名、令和4年度8名令和6年度7名~~となっており、~~近年微増傾向にあるが、~~村の基幹作物である水稻・生乳の生産量を維持していくための絶対数が確保されているわけではないため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

##### ア 確保・育成すべき人数の目標

年間2名の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を、5年間で2法人増加させる。

##### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本村及び周辺市町村の他産業従事者や優良農業経営者の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり~~1,900~~1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標のうちの5.5割程度（中山間地域）の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得~~220~~250万円程度、1個別経営体あたり~~290~~320万円程度）を目標とする。

#### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた西郷村の取組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就

農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については、農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、福島県県南農林事務所、農業協同組合、県酪協、農業公社等が重点的な指導を行うなど総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

#### (4) 地域ごとに推進する取組

##### ア 報徳地区

福島県内でも有数の酪農地帯である報徳地区においては、大規模畜産農家の後継者や農地所有適格法人の新規雇用者の育成・確保に努め、農業経営の維持、安定を推進する。

##### イ 報徳地区以外の地区

水稻栽培を主に、また、近年はそ菜の生産も盛んになってきた当該地区については、近年、大規模水稻農家の後継者の就農や新規就農者が増えつつある。このような若い就農者の団体を支援し、技術支援、加工品の開発、新品種の導入等を推進することにより、一人でも多く定着できるよう支援していく。また法人化や集落営農の推進、女性農業者の経営参画促進、資源循環型による環境と共生する農業やGAPの推進を図っていく。

#### (農業経営の指標)

##### 1 営農類型

##### [個別経営体]

| 営農類型 | 経営規模                                                     | 生産方式                                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水稻   | 水稻 <del>600</del> 800 a<br>水稻（作業受託） <del>540</del> 400 a | （資本装備）<br>トラクター（45ps） 1台<br>田植機（6条植え） 1台<br>コンバイン（4条刈り） 1台<br>乾燥機（33石） 2台<br>他<br>（その他）<br>2ha程度に団地化された農用地                                        |
| 酪農   | 経産牛 <del>40</del> 60頭<br>牧草 600a<br>青刈りとうもろこし 400a       | （資本装備）<br>牛舎 1棟<br>堆肥舎 1棟<br>トラクター（90ps・40ps） 各1台<br>パイプラインミルカー 1式<br>バルククーラー 1台<br>バーンクリーナー 1台<br>他<br>（その他）<br>ストール方式 収穫機械は共同利用<br>環境対策に万全を期する。 |
| 肉用牛  | 肉用牛（繁殖） <del>50</del> 70頭                                | （資本装備）<br>トラクター（80ps） 1台<br>牛舎 1棟<br>堆肥舎 1棟<br>ローダー 1台<br>他<br>（その他）<br>肉用牛：黒毛和種 収穫機械は共同利用<br>環境対策に万全を期する。                                        |

|        |                                                            |                                                                                                                                                                                               |
|--------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水稲＋肉用牛 | 水稲 <del>3-0-0</del> 5 0 0 a<br>肉用牛（繁殖） 3 0 頭<br>牧草 1 5 0 a | （資本装備）<br>トラクター（3 5 ps） 1 台<br>田植機（6 条植え） 1 台<br>コンバイン（4 条刈り） 1 台<br>乾燥機（3 3 石） 1 台<br>牛舎 1 棟<br>堆肥舎 1 棟<br>ローダー 1 台<br>他<br>（その他）<br>2 ha 程度に団地化された農用地<br>肉用牛：黒毛和種 収穫機械は共同利用<br>環境対策に万全を期する。 |
| 野菜＋水稲① | 露地きゅうり 3 0 a<br>水稲 5 0 0 a                                 | （資本装備）<br>トラクター（3 0 ps） 1 台<br>田植機（6 条植え） 1 台<br>コンバイン（4 条刈り） 1 台<br>乾燥機（3 3 石） 1 台<br>軽トラック 1 台<br>他                                                                                         |
| 野菜＋水稲② | 被覆トマト 3 0 a<br>水稲 <del>3-5-0</del> 5 0 0 a                 | （資本装備）<br>トラクター（3 0 ps） 1 台<br>田植機（6 条植え） 1 台<br>コンバイン（4 条刈り） 1 台<br>乾燥機（3 3 石） 1 台<br>軽トラック 1 台<br>パイプハウス 5 棟<br>灌水施設 1 基<br>選別機 1 台<br>他                                                    |
| 野菜＋水稲③ | ブロッコリー 1 0 0 a<br>水稲 5 0 0 a                               | （資本装備）<br>トラクター（3 0 ps） 1 台<br>田植機（6 条植え） 1 台<br>コンバイン（4 条刈り） 1 台<br>乾燥機（3 3 石） 1 台<br>軽トラック 1 台<br>他<br>（その他）<br>ブロッコリー：共同育苗                                                                 |
| 野菜＋水稲④ | レタス 1 0 0 a<br>水稲 <del>4-0-0</del> 5 0 0 a                 | （資本装備）<br>トラクター（3 0 ps） 1 台<br>田植機（6 条植え） 1 台<br>コンバイン（4 条刈り） 1 台<br>乾燥機（3 3 石） 1 台<br>軽トラック 1 台<br>他                                                                                         |

|         |        |                          |               |     |
|---------|--------|--------------------------|---------------|-----|
| 施設園芸＋水稻 | 葉菜（養液） | 2 0 a                    | （資本装備）        |     |
|         | きゅうり   | <del>3-0-2</del> 0 a     | トラクター（3 0 ps） | 1 台 |
|         | 水稻     | <del>2-0-0-5</del> 0 0 a | 田植機（6 条植え）    | 1 台 |
|         |        |                          | コンバイン（4 条刈り）  | 1 台 |
|         |        |                          | 乾燥機（3 3 石）    | 2 台 |
|         |        |                          | 軽トラック         | 1 台 |
|         |        |                          | パイプハウス        | 9 棟 |
|         |        |                          | 灌水施設          | 1 式 |
|         |        |                          | 加温施設          | 1 式 |
|         |        |                          |               | 他   |

- 経営管理の方法（個別経営体共通）  
複式簿記記帳の推進により経営と家計の分離を図る。  
青色申告の実施

- 農業従事の態様等（個別経営体共通）  
家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  
春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保  
農作業機械等の取り扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。

[組織経営体]

| 営農類型    | 経営規模        |            | 生産方式              |       |
|---------|-------------|------------|-------------------|-------|
| 水稻      | 水稻（移植）      | 2, 0 0 0 a | （資本装備）            |       |
|         | 水稻（直播・飼料用米） |            | トラクター（4 5 ps）     | 2 台   |
|         |             | 2, 5 0 0 a | 田植機（6 条植え）        | 2 台   |
|         | 水稻（作業受託）    | 4, 0 0 0 a | 播種機               | 1 台   |
|         |             |            | コンバイン（4 条刈り）      | 2 台   |
|         |             |            | 乾燥機（5 0 石）        | 3 台   |
|         |             |            |                   | 他     |
|         |             |            | （その他）             |       |
|         |             |            | 2 ha 程度に団地化された農用地 |       |
|         |             |            | 完熟堆肥の施用による土づくり    |       |
| 施設園芸＋水稻 | きゅうり        | 6 0 a      | （資本装備）            |       |
|         | 水稻（移植）      | 2, 0 0 0 a | トラクター（4 5 ps）     | 2 台   |
|         | 水稻（作業受託）    | 4, 0 0 0 a | 田植機（6 条植え）        | 2 台   |
|         |             |            | コンバイン（4 条刈り）      | 2 台   |
|         |             |            | 乾燥機（5 0 石）        | 3 台   |
|         |             |            | パイプハウス            | 1 0 棟 |
|         |             |            | 灌水施設              | 1 式   |
|         |             |            | 加温施設              | 1 式   |

- 経営管理の方法（組織経営体共通）  
自己資本の充実
- 農業従事の態様等（組織経営体共通）  
給料制の実施  
社会保険等への加入

## 2 生産方式に関する指標

### ○ 作目

#### (1) 水稻

稲作は、本村の基幹作物である一方、防災や景観の保全、水資源の涵養等に大きく貢献している。このため、今後とも水田の多面的機能を維持し、基幹作物である米の生産を維持し、発展させるために、村に適した優良品種導入を基本に消費者のニーズに即した良食味米の安定生産を図る。

また、米が供給過剰となりがちである中、米と他作物とを適切に組み合わせ、価格販売等の動向を踏まえて需要に応じた米の計画的生産を推進するとともに他作目も併せて本格的生産を図る。

さらに、水稻直播栽培等の低コスト技術の導入により、稲作の低コスト化・省力化を図る。

#### (2) 畜産

本村農業の基幹部門の一つであり、地域農業を支える重要な役割を担っているが、飼料費の高騰、価格の低迷等により厳しい状況下にある。このため、需要動向に応じた生産を基本として、生産基盤の拡大強化を図るとともに、低コスト生産、高品質化等による経営体質の強化、高能力泌乳牛の導入を図り、遊休農地の活用、地域内農家との連携により家畜飼料の増産の確保、家畜防疫、衛生対策等の徹底を図る。

#### (3) 野菜

本村の気象条件や消費地に近い立地条件等を積極的に活かすとともに、従来の生産構造の転換を図り、本村の生産力を十分に発揮し、効率的で安定的な経営体を育成するため、積極的に野菜の生産を振興する。

(作目名) レタス、トマト、ブロッコリー、ばれいしょ、きゅうり、たまねぎ、長ねぎ等

#### (4) 園芸作物

準高冷地という条件に加え、交通網の整備により首都圏との時間的距離が大幅に短縮され、産地としての条件が整ってきていることから、生産の拡大と需給の動向に応じた作物の導入を図る。

また、土づくりと輪作体系を整備し、連作障害の回避による生産の向上に努め、集出荷の合理化及び流通機構の改善、機械化による省力化を図り、生産地の育成と施設園芸の導入により周年出荷体制の整備を推進する。

(作目名) 花き類等

#### (5) その他作物

① 飼料自給率の向上、生産コストの低減による経営の安定、畜産環境保全等の観点から、既存草地の再整備による収量確保、遊休農地の活用等による採草地・放牧地の整備、転作田における飼料作物作付けの推進を図る。

② 米の生産調整が厳しい中であって、土地利用型作物である大豆、そば等を稲作と組み合わせ、面積の拡大と集団化を図る。

## 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり本村農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、他産業並みの所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成するとともに、新規就農者など農業を担う者を幅広く、安定的に確保・育成していく必要がある。

そこで、本村においては、基幹である水稻及び畜産の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成及び耕種農家と畜産農家の耕畜連携の推進に取り組む。また、農業塾や野菜等生産振興対策事業の拡充により、ブロッコリーやねぎ及び花き等園芸作物の振興を図り、水稻以外の作物転換を支援していく。

また、地域計画策定に伴い地域農業者の集落営農や法人化の推進を図り、特にこれまで農業に携わったことのない新規就農者の研修の受け皿の確保に努め、実研修を通して農業の基礎と技術の向上を図り、その後の営農に繋げていく。そして、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進する



ため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行い、農業経営・就農支援センター、農業協同組合、農業公社等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

## 2 村が主体的に行う取組

本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、福島県県南農林事務所や農業協同組合、農業経営・就農支援センター、農業公社、村関係課等関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。その中で本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。また農業経営には家族の支えがあると意欲向上にも繋がるので、未婚者には農業に興味のある者など村内外から集い、交流を図る事業を検討していく。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じるとともに、地域の多面的機能直接支払交付金等制度を通して、地域住民も積極的に地域活動に参加と理解を促すため、地域おこし協力隊等の活用を検討していく。**担い手の減少や遊休農地の拡大等が深刻な中山間地域等においては、UIJターン者等の就農を支援する。地域計画の実現に向けて、認定農業者を確保するため、認定農業者制度について周知を図り、農業者の大幅な減少が見込まれる中、中長期的な視点において積極的に認定するとともに再認定の誘導等を行っていく。個別の担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織等の地域の実情に応じた農業を担う者を育成する。**

## 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本村は、福島県県南農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関、農業経営・就農支援センター、農業公社等の関係機関と連携しつつ、村が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ②個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- ③全国から農業体験を受け入れるための制度設計と情報発信を産学官で進める。

## 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本村は、協議会及び農業協同組合、農業公社と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、村の区域内において後継者がいない場合は、福島県県南農林事務所及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める~~シェア~~面積の割合及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積~~割合のシェア~~及び面的集積の目標

| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積<br><del>のシェア</del> 割合及び面的集積の目標                                                                                                                                                                                  | 備 考                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <p><del>面積のシェア</del> 70.0%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積の<del>シェア</del>割合目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p> | <p>1,421ha／2,030ha<br/>(<del>シェア</del>割合／農用地面積)</p> |

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積~~のシェア~~割合の目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積~~（水稲については、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹3作業の全てを受託している面積、その他の作目については主な基幹作業を受託している面積。）~~）の合計面積。）の割合の目標である。

2 目標年次は令和13年度末とする。

##### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

###### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本村の平坦部では、水稲、飼料作物、大豆を主体とする土地利用型作物を展開し、認定農業者等の担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は、熊倉、鶴生、山下、真船、羽太地区を除いては、比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、また、担い手の経営規模拡大に繋がっていない。また、山間部は、酪農地帯の報徳地区を除き、耕作条件の悪さ、高齢化等による農地の受け手不足が顕著であり、担い手の育成、遊休農地解消対策等を講じる必要が生じている。

###### (2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用ビジョン

本村では、今後更に人口の減少や農業従事者の高齢化等が進み、経営転換や離農するような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用

地の利用集積・集約化を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。集積にあたっては、農地中間管理事業を積極的に活用し利用券権の設定、農作業受託等を進め、担い手の経営の規模拡大を図る。

(3) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関、関係団体との連携等

本村の将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、関係機関との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、村関係各課、農業委員会、農業協同組合、西郷村土地改良区（以下「土地改良区」という。）及び協議会等による連携体制を整備する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本村は、福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の策定・変更区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 利用権設定等促進事業
- ⑤④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑦⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえ、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、本村は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度について啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の策定・変更区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

##### ① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

##### ②① 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

##### ② 開催方法

協議する内容に応じて開催方法をあらかじめ定めておく。

##### ③ 参加者

農業者、村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とする。

##### ④ 協議すべき事項

協議の場において、地域農業の将来像や地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

##### ⑤ 相談窓口の設置



協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を村産業振興課に設置する。

(2) 第19条~~第1項~~に規定する地域計画の~~策定・変更区域の基準~~

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。~~情勢の推移により必要が生じたときは地域計画の見直しを行う。同区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、~~その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

本村は、~~地域計画の策定に当たって、~~福島県県南農林事務所・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置、~~から~~地域計画の~~策定・変更公表に至るまで、適切な進捗管理~~を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本村は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的な努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程（以下「利用規程」という。）においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項。

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項。

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関すること。

オ 認定農業者に対する農用地利用集積の目標、その他農用地利用改善に関する事項。

カ その他必要な事項。

② 利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6－1号の認定申請書を本村に提出して、農用地利用規程について村の認定を受けることができる。

② 本村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が、認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る利用規程を村のインターネットの利用により公告する。

④ ①から③までの規定は、利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所。

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地利用集積の目標。

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権設定等の申出及び農作業委託あっせん等の手続きに関する事項。

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本村は、②に規定する事項が定められている利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について、農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当



該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、支援に努める。
- ② 本村は、(5)の①の認定を受けた団体又は当該団体になろうとする者（以下「団体等」という。）が、農用地利用改善事業の実施に関し、福島県県南農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進。

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成。

ウ 農作業、機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発。

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化。

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進。

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等。

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて農作業の受託、又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

~~4 利用権設定等促進事業に関する事項~~

~~-(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件~~

~~① 耕作又は養畜の事業を行う個人（旧法第18条第2項第6号に規定する者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。~~

~~ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。~~

~~-(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。~~

~~-(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。~~



~~（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。~~

~~（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。~~

~~イ 混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合は、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。~~

~~ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。~~

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合において、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定若しくは移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が、利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 旧法第18条第2項第6号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行いかつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画（以下「集積計画」という。）において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与され



~~る持分又は株式を含む。以下同じ）の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。~~

### ~~（３）開発を伴う場合の措置~~

- ~~① 本村は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という）様式第７号に定める様式による開発事業計画書を提出させる。~~
- ~~② 本村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに集積計画の手続きを進める。~~
  - ~~ア 当該開発事業の実施が確実であること。~~
  - ~~イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。~~
  - ~~ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。~~

### ~~（４）集積計画の策定期間~~

- ~~① 本村は、（５）の申出、その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、集積計画を定める。~~
- ~~② 本村は、集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該集積計画は、現に定められている集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。~~

### ~~（５）要請及び申出~~

- ~~① 農業委員会は、認定農業者で利用権の認定を受けようとする者又は利用権の設定を行なおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本村に集積計画を定めるべき旨を要請することができる。~~
- ~~② 西郷村土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって、農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により、集積計画に定めるべき旨を村に申し出ることができる。~~
- ~~③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り込んでいる農業協同組合は、別に定める様式により集積計画に定めるべき旨を、本村に申し出ることができる。~~
- ~~④ ②と③に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の９０日前までに申し出るものとする。~~

### ~~（６）集積計画の作成~~

- ~~① 本村は、（５）の①の規定による農業委員会から要請があった場合には、その要請の内容を尊重して集積計画を定める。~~
- ~~② 本村は、（５）の②から④までの規定による農用地利用改善団体、夢みなみ農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して集積計画を定めるものとする。~~
- ~~③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本村は、集積計画を定めることができる。~~
- ~~④ 本村は、集積計画において、利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその~~



者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### （7）集積計画の内容

集積計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に規定する者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所。
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係。
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払い（持分又は株式の付与を含む）の方法その他所有権の移転にかかる法律関係。
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者  
（イ）原状回復の費用の負担者  
（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め  
（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### （8）同意

本村は、集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りる。

#### （9）公告

本村は、農業委員会の決定を経て集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する集積計画を定めたときは、その旨及びその集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を村の掲示場への掲示により公告する。

#### （10）公告の効果

本村が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### （11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### （12）紛争の処理

本村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。



#### ~~-(13) 集積計画の取消し等~~

- ~~① 本村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。~~
- ~~ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。~~
- ~~イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。~~
- ~~ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。~~
- ~~② 本村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。~~
- ~~ア (9)の規定による公告があった集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が、賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。~~
- ~~イ ①の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったとき。~~
- ~~③ 本村は、②の規定による取消しをしたときは、集積計画を取消した旨及び当該集積計画のうち取消しに係る部分((7)の⑦を除く)をの掲示場への掲示により公告する。~~
- ~~④ 本村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。~~
- ~~⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構が行う事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。~~

#### ~~5-4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項~~

本村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した技術を有する人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針等を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人での実践的な研修や農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働者の活用システムを整備する。

#### ~~6-5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項~~

第2の2の1(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組みを重点的に推進する。

##### ~~(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組~~

###### ~~ア 受入環境の整備~~

農業経営・就農支援センターや福島県県南農林事務所、農業協同組合、県酪協、農業公社等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

###### ~~イ 中長期的な取組~~

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関

や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本村が主体となって、福島県農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短期大学校」という。）や福島県県南農林事務所、農業委員、指導農業士、農業協同組合、県酪協、農業公社等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、村内の若手就農者の団体等への参加を促すとともに、西郷村認定農業者協議会（以下「認定農業者協議会」という。）との交流の機会を設ける。

また、協議会、西郷村商工会とも連携して、直売所への出荷や契約栽培のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、直売所や、農業公社主催の販売会、軽トラック市等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを取得できる交流研修会等の機会の提供により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画の作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

地域における話し合いに基づいた地域計画の策定により当該計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実に定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター（主に（公財）福島県農業振興公社）、技術や経営ノウハウの取得については農業短期大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては福島県県南農林事務所、農業協同組合、県酪協、農業公社、認定農業者協議会、指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

**7-6** その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項。

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本村は、1から6に掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本村は、意欲ある農業経営者を育成する観点から、大区画のほ場整備事業の実施を図るとともに、農道や水路等の農業用施設の整備も推進する。

イ 本村は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組により、水稻作、転作を通じ望ましい経営の育成を図ることとする。

(2) 推進体制

① 事業推進体制等

本村は、福島県県南農林事務所、農業委員会、農業協同組合、県酪協、土地改良区、農地中間管理機構、農業経営・就農支援センター、農業公社その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や、第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、

年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、県酪協、農業公社及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、村は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附 則、

この基本構想は、平成 7 年 1 月 5 日から施行する。

この基本構想は、平成 13 年 3 月 30 日から施行する。

この基本構想は、平成 18 年 8 月 31 日から施行する。

この基本構想は、平成 22 年 6 月 10 日から施行する。

この基本構想は、平成 26 年 9 月 29 日から施行する。

この基本構想は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

この基本構想は、令和 3 年 2 月 15 日から施行する。

この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

この基本構想は、令和 7 年 月 日から施行する。



別紙1—(第5の4(1)⑥関係)—

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

—(1) 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する場合に限る。）、地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）—

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

.....旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

.....その土地を効率的に利用することができると認められること。

—(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）—（それぞれ対象土地を農用地以外の土地として行う事業に供する場合に限る。）—

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

.....その土地を効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

.....その土地を効率的に利用することができると認められること。

—(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）—

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

.....その土地を効率的に利用することができると認められること。



別紙2—(第5の4(2)関係)—

~~1—農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合~~

| ① 存続期間<br>—(又は残存期間)—                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ② 借賃の算定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ③ 借賃の支払方法                                                                                                                                                                                                            | ④ 有益費の償還                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <del>1—存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができ。</del><br><del>2—残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</del><br><del>3—集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定される利用権の当事者が当該利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</del> | <del>1—農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている賃借等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</del><br><del>2—採草放牧地については、近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</del><br><del>3—開発して農地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</del><br><del>4—借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</del> | <del>1—借賃は、毎年集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</del><br><del>2—1の支払いは賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことによりその他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</del><br><del>3—借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</del> | <del>1—集積計画においては、設定等促進事業の実施により利用権の設定を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目の如何を問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</del><br><del>2—集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の申出に基づき村が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</del> |

~~II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る）の設定又は移転を受ける場合~~

| <del>① 存続期間<br/>（又は残存期間）</del> | <del>② 借賃の算定基準</del>                                                                                                                                                                                                                                                      | <del>③ 借賃の支払方法</del> | <del>④ 有益費の償還</del> |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------|
| <del>Iの①に同じ。</del>             | <del>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</del><br><br><del>2 農業用施設用地についてはその農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がない場合は、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</del><br><br><del>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</del> | <del>Iの③に同じ。</del>   | <del>Iの④に同じ。</del>  |

~~III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合~~

| <del>① 存続期間<br/>（又は残存期間）</del> | <del>② 損益の算定基準</del>                                                                                                                                                             | <del>③ 損益の決済方法</del>                                                                                       | <del>④ 有益費の償還</del> |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <del>Iの①に同じ</del>              | <del>1 作日等毎に、農業経営の受託に係る販売額（共済金を含む）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</del><br><br><del>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては農業資材費、農業機械施設の償却費事務管理費等のほか農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</del> | <del>Iの③に同じ。</del><br><del>—この場合においての③中の「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</del> | <del>Iの④に同じ</del>   |



#### Ⅳ—所有権の移転を受ける場合

| ①—対価の算定基準                                                                                                                                                  | ②—対価の支払方法                                                                                                            | ③—所有権の移転時期                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。――</p> | <p>集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。――</p> | <p>集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお、農地中間管理機構が所有権移転を行う場合の取扱いについては、同機構及び団体の定めるところによるものとする。――</p> |